

蜜蜂転飼許可申請に関する留意事項

1 申請の対象

蜜蜂を住所地以外の場所で飼育する場合で、次のいずれかに該当するときは、蜜蜂転飼許可申請書の提出が必要です。

- ・蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため、蜜蜂を移動して飼育する場合
- ・蜂蜜等を譲渡（販売を含む）する目的で蜜蜂を飼育する場合（1群でも申請が必要）
- ・譲渡目的以外であっても、住所地を含めた合計蜂群数が6群以上となる場合（住所地以外で飼育する群について申請が必要）

※住所地での飼育については、譲渡の有無や群数にかかわらず、申請書の提出は不要

例：自家消費のため、住所地で4群、住所地以外で2群を飼育する場合は、合計6群以上となるため、住所地以外で飼育する2群について申請が必要

2 申請書等の様式

- ・蜜蜂転飼許可申請書（県内用）・・・第1号様式（第2条関係）
- ・蜜蜂転飼許可申請書（県外用）・・・第1号様式（県外）
- ・土地貸与承諾書・土地利用申出書

3 申請書等の記載方法

- ・同一転飼場所へ再転飼する場合は、転飼の期間、蜂群数及び飼育管理者を同一の申請書に連記し、1件として申請してください。
- ・申請書の「蜂群数」は、最大の蜂群数を記入してください。
- ・転飼場所の使用確認のため、土地貸与承諾書又は土地利用申出書を必ず申請書に添付してください。
- ・土地貸与承諾書・土地利用申出書の「使用土地の所在」は、番地まで正確に記入してください。

※申請により提供された情報は、蜂群配置調整以外の目的には使用しません。

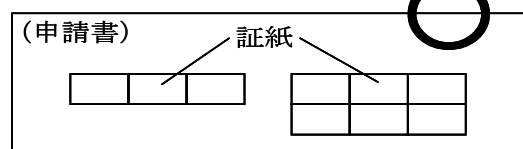
4 手数料

- ・1つの転飼場所を1件とし、1件ごとに定められた手数料分の山口県収入証紙(消印しないもの)を申請書に貼付してください。

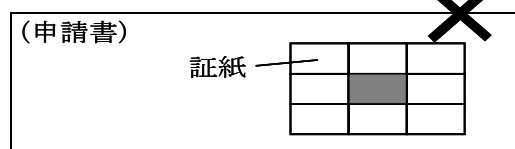
15群までは1群につき	<u>150円</u>
16群以上は群数に関係なく	<u>2,300円</u>

- ・山口県収入証紙は、必ず証紙の一部が申請書紙面と接するように貼付してください。

(正しい貼り方)



(誤った貼り方)



※  のように貼ると消印できない

5 申請書等の提出方法

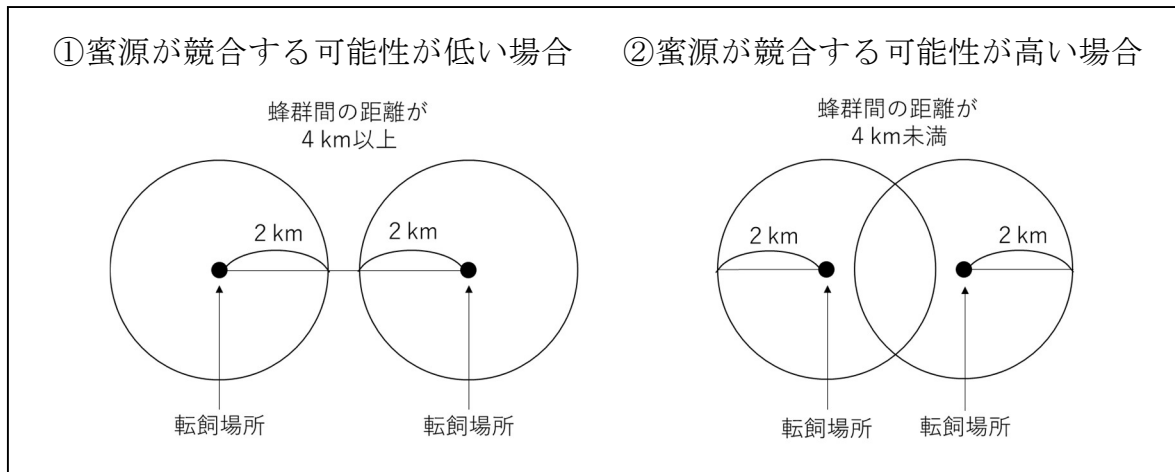
- ・市町へ提出する前に、必ず転飼先の**山口県養蜂組合支部長**へ申請内容の確認を依頼してください。近隣飼育者との競合がないかなどを確認し、支部長印を受領した上で、市町窓口へ提出してください（別紙参照）。
- ・申請書等の原本（4枚複写の1枚目の申請者直筆のもの）は県が保管しますので、申請書の原本に山口県収入証紙を貼って提出してください。

6 蜂群配置における留意事項

- ・転飼先が新規の場所である場合、増群を行う場合又は近隣転飼者と競合している場合には、双方で話し合いを行い、転飼場所や群数を調整していただくことがあります。
- ・当県では、蜜源の競合を避ける観点から、蜂群間の距離を4 km 以上離すことを一つの目安としています。ただし、山口県養蜂組合支部内や新規申請者と近隣飼育者の双方で調整が付いた場合は、この限りではありません。
- ・申請期限を過ぎた申請、土地貸与承諾書・土地利用申出書の添付がない申請や支部長印のない申請については、許可できない場合があります。

<参考>セイヨウミツバチの採餌圏は、通常、半径2 km 程度とされています。

（出典：養蜂技術指導手引書（みつばち協議会））



7 その他

- ・転飼場所において、野生動物等による巣箱への被害や蜜蜂による人畜等への危害が発生した場合は、所管農林（水産）事務所、市町及び養蜂組合支部と協議し、巣箱の移動等の対応を行ってください。
- ・転飼先の地域住民や農協と情報交換等を行い、農薬散布等による被害防止に努めてください。